

教育改善及び入学者選抜の改善のためのFDガイドライン

平成29年6月12日
評価・FD教育改善専門部会決定

「長崎大学ファカルティ・ディベロップメントに関する申合せ」における教育改善及び入学者選抜の改善のためのFDガイドラインを定める。

1. 趣旨

「長崎大学ファカルティ・ディベロップメントに関する申合せ」の目的は、「長崎大学FDは、本学の理念及び各学部、各研究科その他の全学的組織の掲げる教育理念をより良く実現するべく、教育改善及び入学者選抜の改善のための支援を行い、本学における教育・学習効果を最大限に高めていくことを目的とする。その際、計画－実施－点検・評価－改善からなる教育マネジメントサイクルを重視するものとする。」とされており、以下に申合せで掲げられる内容の具体例について示す。

2. 内容

大学設置基準第25条の3「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」に準ずる内容のほか、入学者選抜の改善に関わるものとし、以下の内容で実施する。

- (1) 教員の教育活動に関するもの
- (2) カリキュラムの改善に関するもの
- (3) 教育の組織的改善に関するもの
- (4) 入学者選抜方法の改善に関するもの
- (5) その他教育改善及び入学者選抜の改善に関するもの

上記の例として、以下が挙げられる。

ア 教育改革に関する講演会、研修会等の開催

イ 教育・研究指導能力の向上を目的とした講演会、研修会、ワークショップの開催

ウ カリキュラム改善のための研修会、ワークショップの開催

エ 教材作成、教育システム利用のための講習会等の開催

オ 学生への教育指導上直結する「メンタルヘルス、ハラスメント、危機管理等」に関する研修会、ワークショップ等の開催。ただし、これらに関しては以下のとおり学生の研究指導・学習活動に係わるもののみとする。

(ア) メンタルヘルス

ここでは、学生への教育に関し、心の健康（障害関係等）への対応等に関するものであり、合理的配慮等が例となる。

(イ) ハラスメント

ここでは、学生に関わることに限定し、特に、研究指導・学習活動に係わるものとする。

(ウ) 危機管理

ここでは、「学業を目的とする留学、研修等で大学の許可の下に海外に渡航する学生」に関するものとする。

カ 入学者選抜の改善に関し、問題作成方法・面接方法に対するワークショップ等の開催及び高大接続に関する講習会、研修会の開催

キ 新規に採用された教職員に対し、本学の歴史、構成員としての倫理・使命、教育実践・学生支援のための基礎的知識を身に付けるための研修

3. 実施にあたっての留意事項

FD の実施にあたっての留意事項を以下に示す。

- (1) FD 参加者の受付管理を行うこと。
- (2) 実施した内容が教育内容・方法の充実・改善に繋がったかどうかを検討すること。
- (3) 実施結果に基づき、取組内容の改善を図り、検討結果と改善方策を組織的に共有して継続的な改善に繋がるよう留意すること。